

70歳以上の人の自己負担額限度額表

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者 (所得から控除額を引いた額が145万円以上)	44,400円	80,100円 総医療費が267,000円を越えた場合は越えた分の1%を加算
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	II (I以外の住民税非課税)
		I (年金収入80万円以下等)

年齢により限度額が異なります。今月は70歳以上の人についてお知らせします(70歳未満の人の限度額は9月号に掲載しています)。

病院の窓口で支払った保険診療分の自己負担額が一月で高額になった場合、申請により限度額を超えた分を高額療養費として払い戻します。

国保通信



問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-12159

※高額療養費の支払い対象となった場合には、診療月の2か月後に市から封書にて通知しています(2か月より遅れる場合もあります)。
※病院に提示すれば、支払いが限度額までで計算される限度額適用認定証については、住民税非課税(IまたはII)者にも発行します。
一般・現役並み所得者は発行できません(保険証の提示により、限度額までで計算されます)。



- 〔高額療養費の計算方法〕
- ①月単位で計算します。(月をまたがった場合はそれぞれの月で計算します)
 - ②入院した時の食事代など保険がきかないものは対象外となります。
 - ③70歳未満の人と違い、支払い金額等の合算要件はなく、保険診療分の全ての支払いが対象となります。

住民さんの声 vol.48

平成24年度特定保健指導を受けられた

柴田 美由紀さん(多久町)

質問 生活習慣の改善を目指して取り組まれ、変わったことは?



血糖値・中性脂肪 →正常値より少し高めでしたが、正常値に改善しました。

野菜を多めに取るようになりました。また、食事の際にはできるだけ、野菜から食べるように心がけています。

参加した人は、リラックスして相談をされていました。
先生は相談者からゆっくり話を聞いて質問に答えたり、治療やお薬の必要性、今後の見通しなど指導されました。

相談内容や先生からの指導内容は、担当の保健師が記録し、健診結果と一緒に参加者に渡しています。
治療が必要な人には、適切な医療の提供ができるように、今回のような相談会等で、集団健診を受診された人だけのお得なきっかけ作りも行っています。

問い合わせ 健康増進課 ☎ 75-33355

特定健診を受けてここがお得!

糖尿病の治療が必要な人に、医師による無料相談会を行いました



自分の健康は自分で管理できるように「健診を活用しよう」その2

健診結果説明会では、糖尿病と判定され、治療が必要な方など34人を対象に、『医師による相談会』を6回行いました。
協力いただいた医師は、池田内科・胃腸科の池田先生、諸江内科循環器科の池田先生、多久市立病院の後藤先生です。病院の休み時間を使って、各公民館で個別に相談を受けていただきました。

「相談内容や先生からの指導内容は、担当の保健師が記録し、健診結果と一緒に参加者に渡しています。」

糖尿病相談会



また、先生から直接指導を受けることで、「病院に行ってみよう」と思った「薬の大切さや勝手に止めたりしたらなぜ良くないのか」が分かった」と意識が変わられた人もいました。